

## 砺波市農業委員会 5月総会議事録

開催日時 平成27年5月7日(木) 午後2時  
開催場所 砺波市役所 3階 小ホール  
委員定数 27名  
内訳 法第7条第1項選挙による委員21名  
法第12条第1号による委員3名  
法第12条第2号による委員3名

委員の現在数 26名

出席した委員 26名

1番	神田 誠 一	16番	堀 稔 穆
2番	江村 一 義	17番	中村 尚 則
3番	柴田 博 基	18番	信田 哲 男
4番	館 康 弘	19番	島田 壽 一
5番	平木 哲	20番	梅本 恵 子
6番	眞田 猛	21番	神島 敏 之
7番	朝日 俊 子	22番	渡邊 秀 明
8番	松本 忠 美	23番	五嶋 哲 夫
10番	横山 敬 一	24番	高畠 弘 美
11番	土居 野 哲	25番	五嶋 親 秀
12番	永田 喜 一	26番	吉田 孝 夫
13番	浅井 保 夫	27番	小林 信 一
14番	満保 秀 雄		
15番	山本 甚 克		

欠席した委員

なし

傍聴人

なし

出席した事務局職員

事務局長 老松 司 主 査 蓮川 和博 主 査 加門 智子

## 付 議 案 件

### 議事

- 議案第 6号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による賃借権（使用貸借権）設定転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第10号 砺波市農用地利用集積計画（第87次）の協議に対し意見決定について

### 報告事項

- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の報告について

(開会 14:00)

- 老松事務局長 お待たせいたしました。
- 山本会長 定刻になりましたので、ただ今から砺波市農業委員会 5 月総会を開催いたします。会議に先立ちまして山本会長よりご挨拶を賜りたいと思います。砺波市の一大イベントであるチューリップフェアも開幕から非常に良い天気が続き、多くの人で賑わいました。また一方、農作業も天候に恵まれ順調に進んでいますが、これからコシヒカリの植え付けが本番になるかと思えます。さて、農政については農協改革をはじめ、農業委員会改革が 4 月に閣議決定され、5 月の連休明けから国会での議会決議になるわけですが、衆議院そして参議院での決議となるためおそらく議会を延長して 7 月中旬に決定となるのではないかとされています。農業委員会改革の内容については、県の研修会等で発表されており 1 月の砺波市長と語る会にも、農業委員の定数について協議致しましたが、あまりにも環境が変わりすぎており改革もやむを得ない状況になっているというのが現状です。また 4 月 28 日に富山市で市町村農業委員会会長・事務局長会議が行われ、農業委員会改革案について説明がありました。一部修正もありますが、3 月の県の研修会での説明内容とほとんど変わらないので、今後は砺波市農業委員会としても今までどおり遊休農地の解消を基本に農地の利用の最適化を進めるため、皆さんと共に頑張っていきたいと思えます。
- 老松事務局長 本日は在任委員 26 名全員の出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、この総会は成立いたします。それではこの後は、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。議事進行は、砺波市農業委員会総会会議規則に基づきまして山本会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定いたしますがご異議ございませんか。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議席番号 25 番五嶋親秀委員、議席番号 26 番吉田孝夫委員を指名いたします。
- 加門主査 それでは議事に入ります。議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定ついてを議題とします。事務局より説明願います。
- 加門主査 議案書の 1 ページ議案第 6 号をご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請は 3 件でございます。1 番、譲受人は砺波市\* \*、\* \* (氏名)、申請地は砺波市\* \*、田、178 m<sup>2</sup>、譲渡人は東京都八王子市\* \*、\* \* (氏名) でございます。2 番、譲受人は砺波市\* \*、\* \* (氏名)、申請地は砺波市\* \*、田、2,353 m<sup>2</sup>他 2 筆、計 3 筆 4,871 m<sup>2</sup>、譲渡人は砺波市\* \*、\* \* (氏名) でございます。3 番、譲受人は砺波市\* \*、\* \* (氏名)、申請地は砺波市\* \*、田、1,604 m<sup>2</sup>、譲渡人は砺波

市\*\*、\*\*（氏名）でございます。合計3件5筆6,653㎡について申請があったものです。いずれの譲受人も、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、農業の常時従事者であるかどうか。効率的な利用が図られるかどうか。農業機械の所有状況。下限面積要件、地域との調和要件について、全て許可条件を満たしているものであり、経営規模を拡大するため農地を取得しようとするものです。以上です。

議長 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 員 （「はい」の声あり）

議長 長 神島委員、どうぞ。

神島委員 1番についてでございますが、譲渡人が地主で、譲受人が小作人でありませす。小作の解消ということで譲受人が田んぼを購入したということでありませすので特に問題はないと思いましたので承諾いたしました。

議長 長 他に何かございませんか。

委員 員 （「はい」の声あり）

議長 長 横山委員、どうぞ。

横山委員 2番についてでございますが、譲渡人は譲受人の隣の家の方で、おばあちゃんの一人住まいでしたが砺波の施設に入って1、2年経ちます。申請地は譲受人が賃貸契約しておりましたが、ただであけてもいいという話になり、贈与という形で所有権を移転することになったと聞いております。前々から受委託で田んぼをしておられますし、隣の家のおばあちゃんなのでやむをえないのではないかと考えています。

議長 長 他に何かございませんか。

委員 員 （「はい」の声あり）

議長 長 神田委員、どうぞ。

神田委員 3番の件でございますが、譲渡人は別の方に田んぼを預けておられました。春から奥さんを亡くされたこともあり誰か買ってくれる人はいないかと探しておられましたところ譲受人と話が決まりましたので承諾しました。

議長 長 他に何かございませんか。

委員 員 （異議なしの声あり）

議長 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手を願います。

委員 員 （全員挙手）

議長 長 全員賛成につき、本件は原案どおり承認といたします。続きまして、議案第7号農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の2ページ議案第7号をご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による転用許可申請は1件でございます。1番、申請人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、121㎡でございます。申請地の農地区分は「第1種農地」、10haの一団の農地の区域内にあり、

農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)既存地拡張に該当します。事業計画は、自宅敷地内にある納屋だけでは業務上手狭なため、自分の敷地として新たに農機具格納庫 38.5 m<sup>2</sup>を新築するものです。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました議案第7号につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 横山委員、どうぞ。

横山委員 申請人の自宅の横にある地面でございますが、資料にありますように出入口と書いてあるところに進入路がありまして、ここに何年もずっと軽トラックを停めておられました。資材置場と書いてあるところで小さな畑をしておられました。しかし、2世帯で同居しておられましたが住居が手狭になったという問題もでてきてまして、この際に軽トラックも車庫にいれたいということでございました。しょうがないものと思い承諾いたしました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第7号農地法第4条の1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成につき、本件は原案どおり承認いたします。続きまして、議案第8号農地法第5条第1項の規定による所有権転用許可申請に対し意見決定について事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の3ページ議案第8号をご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請は1件提出されています。1番、譲受人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、譲渡人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市\*\*、田、17 m<sup>2</sup>でございます。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地は許可をすることができる」に該当します。事業計画は、ドッグ美容室を営んでいる譲受人は、来店者用駐車場が足りないため、敷地を拡張して従業員駐車場を増やし来店者の便宜を図るものです。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 神島委員、どうぞ。

神島委員 場所は\*\*区画整理の線引きの境界で、申請地の17 m<sup>2</sup>だけが地区外に漏れたということで現在まできておりました。今回ペットサロンの駐車場用

地にしたいということでありましたので同意をしております。

議 長 他に何かございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第 8 号農地法第 5 条の 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき、本件は原案どおり承認いたします。続きまして、議案第 9 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権 (使用貸借権) 設定転用許可申請に対し意見決定についてですが、1 番から 3 番と 4 番を別々の案件として審議いたします。それでは事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の 4 ページ議案第 9 号をご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権 (使用貸借権) 設定転用許可申請は 4 件提出されています。1 番、譲受人は砺波市\*\*、\*\* (法人名)、譲渡人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市\*\*、田、2,198 m<sup>2</sup>でございます。申請地の農地区分は、「第 1 種農地」、10ha の一団の農地の区域内にあり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でございます。なお、農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが昨年 11 月末に提出され、2 月末に事前協議が終了し、4 月 20 日に同意されております。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) 「集落接続」に該当します。事業計画は、大工工事、とび・土木工事を営む譲受人が業務の増加に伴い、既存の資材置場が手狭になり、近間に資材置場を増設することで、業務の伸長を図るものです。2 番、譲受人は砺波市\*\*、\*\* (法人名)、譲渡人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市\*\*、田、42 m<sup>2</sup>でございます。申請地の農地区分は、「第 1 種農地」、10ha の一団の農地の区域内にあり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でございます。なお、農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが昨年 11 月末に提出され、2 月末に事前協議が終了し、4 月 20 日に同意されております。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) 「既存地拡張」に該当しますが、無断転用をされております。事業計画は、料理飲食業を営む譲受人は来店者用駐車場がないため、これを確保したいということで駐車場敷地を造成するものです。3 番、譲受人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、譲渡人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市\*\*、田、393 m<sup>2</sup>でございます。申請地の農地区分は、「第 1 種農地」、10ha の一団の農地の区域内にあり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でございます。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) 「集落接続」に該当します。事業計画は、妻と子供 1 人で仮住まいしている譲受人が、農業で生活している兄を手伝いながら生活したいため、父の所有地を

使用し、分家住宅を新築するものです。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件について審議いたします。ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 横山委員、どうぞ。

横山委員 2番につきましては、昨年除外申請の際にも話しましたが、到底田んぼにはなりえない、宅地にするしかない地面でございます。譲受人は娘であり、譲渡人である父親の商売をサポートする形でございましてやむをえないだろうと思っています。3番に関しましては、譲受人は息子で、事務局の説明のとおりでございます。なぜこの場所なのかと譲渡人と何度か話しましたが、他に場所がないということで仕方がないだろうと承諾いたしました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 五嶋委員、どうぞ。

五嶋哲委員 1番につきましては、家の前にも資材置場をもっておられました。手広く商売をされて既存のところだけでは手狭になったため、道をはさんで横の自分の田んぼを資材置場にしたいと申請がありましたので、承諾いたしました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 中村委員どうぞ。

中村委員 1番の件についてですが、地図を見ても一体は農地が広がっています。前回も言いましたが、昨年視察した新潟市西区農業委員会では、耕作放棄田を太陽光パネルに転用するのにも支柱だけとか厳しい条件をつけていることを考えますと、砺波市農業委員会のスタンスとしていいのかなと素朴な疑問があります。所有者の気持ちや事情も十分理解できますが、なぜ農地法があるのかを考えると慎重になるべきではないかと思えます。地区の人の同意があるから、要望があるから農業委員会も追随するというのは逆じゃないかなと思っています。

議長 農地法がこれでいいのかという議論はここでも仕方がありませんが、時代は変わっていますし、農地そのものの価値が無くなったということもあって、そろそろ考える必要があるということで農業委員会改革という話も出ているわけです。ただ歯止めをどこでかけるかという農業委員会になるわけですから、地元の方や隣接の方が賛成しているということになれば農地法に則ってちゃんと書類ができていないかを判断し議論していけばいいと思えます。

他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 柴田委員どうぞ。

柴田委員 現在は田んぼをしておいでるのでしょうか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 五嶋委員、どうぞ。

五嶋哲委員 他の人が田んぼをしておいでます。

議長 他に何かございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第9号農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請の1から3番について賛成の方は挙手願います。

委員 (挙手多数)

議長 賛成多数につき、本件は原案どおり承認いたします。続きまして、議案第9号農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請に対し意見決定についての4番について議題としますが、農業委員会等に関する法律に基づき\*\*委員に関係がありますので一時退席を求めます。

(\*\*委員退出)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

蓮川主査 それでは4番について説明します。申請人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、譲渡人は砺波市\*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市\*\*、田、456㎡でございます。申請地の農地区分は、「第1種農地」、10haの一団の農地の区域内にあり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でございます。なお、農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが昨年11月末に提出され、2月末に事前協議が終了し、4月20日に同意されております。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)「集落接続」に該当します。事業計画は、妻と子供1人でアパート暮らしをしている譲受人が、農業で生活している父を助けながら生活したいため、父の所有地を使用し、分家住宅69㎡を新築するものです。今月の農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請の合計は、4筆で3,089㎡です。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、補足説明及びご質問等ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第9号農地法第5条の1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請の4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成につき議案第9号農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請の4番につきましては原案どおり承認とします。

(\*\*委員入室)

議長 続きますして、議案第 10 号砺波市農用地利用集積計画（第 87 次）の協議に対し意見決定について事務局より説明願います。

加門主査 別冊の議案第 10 号をご覧ください。砺波市農用地利用集積計画（第 87 次）についてでございます。5 月 29 日に公告するものです。市へ直接申し出では、貸し手\*\*（氏名）他 21 名、借り手\*\*（氏名）他 15 名、利用権設定する面積は、88,783 m<sup>2</sup>でございます。農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）は農業公社を通して預けるものでございますが、貸し手\*\*（氏名）、借り手\*\*（法人名）、利用権設定する面積は、454 m<sup>2</sup>でございます。合計、貸し手 23 名、借り手 17 名、面積 89,237 m<sup>2</sup>でございます。次ページをご覧ください。左側が平成 27 年度地区別利用権設定状況で、右側が利用権の設定期間別状況です。次ページからは、各地区別の利用権設定の一覧表です。今回の農地利用集積計画は 4 月 1 日公告分締め切り後に受付した農地の利用権設定でございます。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 （異議なしの声あり）

議長 ご異議ないようですので、議案第 10 号農用地利用計画（第 87 次）の協議に対し意見決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （全員挙手）

議長 全員賛成につき議案第 10 号農用地利用計画（87 次）の協議に対し意見決定につきましては原案どおり承認とします。引き続き報告事項に入ります。報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の報告について一括して事務局より説明願います。

加門主査 報告第 1 号、第 2 号を説明

議長 只今、報告第 1 号から第 2 号までについて事務局より報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。

以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします。

（閉会 15 : 00）